

## 裁 決 書

審査請求人 ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○

処 分 庁 山形県小国町長 仁 科 洋 一

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から、令和7年10月27日付けで提起のあった小国町情報公開条例（平成13年小国町条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項の規定による行政文書部分公開決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求を棄却する。

## 事案の概要

- 1 審査請求人は、条例第6条第1項の規定により、令和7年8月8日付けで処分庁に対し、次のとおり行政文書情報公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

### <公開請求内容>

貴町が2021年度から2024年度の間一般または指名競争入札で発注したすべての調達契約についてそれぞれの案件名、入札日、すべての入札者名、そのそれぞれの入札金額（税抜き）及び落札者の名称がわかる電磁的記録と、それらに加えて可能ならば予定価格（税抜き）、調査基準価格（税抜き）、最低制限価格（税抜き）等のわかる電磁的記録。なお電磁的記録とは、文字・数字コード情報がExcelやワード、Acrobat等の市販のソフトウェアで読み取り可能なデータを指し、紙の文書をスキャンした画像データではない。情報の厳密な正確性は問わない。当該電磁的記録が不存在ならば理由を明示したうえで紙の文書。なお保存期間等により上記全部または一部がわかる文書が存在しない場合は、破棄された公文書名および破棄年月日を明示する等、不存在の具体的な理由を明示ください。

- 2 処分庁は、本件公開請求に対し、公開対象文書を「入札調書」と特定した上で、令和7年8月26日付けで部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

- 3 審査請求人は、処分庁による本件処分を不服として、令和7年10月27日付けで審

査庁に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

本件審査請求において、概ね次のように主張し、本件審査請求に係る処分を取り消す裁決並びに審査請求人が希望する開示の方法・形式により公文書を開示する新たな処分を求めている。

(1) 条例上、機械可読な電磁記録の交付を拒む規定は存在しない。

ア 小国町情報公開条例は、第2条第2項において、小国町が電磁的記録で保有する公文書が開示請求の対象であることを定めている。また、同条例第13条において「行政文書の公開は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付の方法により行う」と規定されているが、「写し」を紙媒体に限定する規定は存在しない。このように、小国町情報公開条例第2条第2項では公開対象の公文書に電磁的記録が含まれ、同条例第13条では機械可読な電磁的記録の開示に制限を課すものではない。

イ 公文書に電磁的記録を含める意義については、『情報公開と公文書管理』宇賀克也（2010, P291）においても、以下のとおり指摘されている。

「情報公開条例において、電磁的記録の開示の実施方法は規則で定めることとされている場合があるが、規則でプリントアウトに限定するものも見られる。しかし、それでは電磁的記録を対象文書とした意義が半減してしまう。電磁的記録の状態が開示されれば、検索や加工編集による二次利用が容易であり、電磁的記録による開示方法も認めるべきである。電磁的記録の形式で保存される公文書をデータ形式で交付することは、公文書の検索や再利用など市民の利便性を高めるものであり、行政の事務負担や費用の軽減にもつながる。」

ウ 小国町の情報公開法制は、この点を踏まえ、紙媒体での交付に限定しないこととしている。したがって、本件開示決定で紙媒体のみの交付を行うことは、条例及び施行規則の趣旨に反し、違法であるといえる。

(2) 申請者が希望する形式で公文書を交付すること。

ア 本件開示請求において、請求人は「データ（文字・数字等のコード情報がExcel、Word、Acrobat等の市販ソフトで読み取り可能な電磁的記録）」による開示を希望している。

イ 総務省行政管理局の『情報公開事務処理の手引』（平成30年10月）では、開示方法について以下のように明示されている。（P12）

「開示する行政文書の実施方法は、文書の種類に応じて可能な全ての方法を記載し、その中から開示請求者が希望する方法を選択できるようにすること。」

これは地方自治体事務に直接的な制約を課すものではないが、情報公開法第25

条に基づき、地方公共団体は条例を定める努力義務を負っている。したがって、小国町情報公開条例第13条は、請求者が希望する方法での開示を前提として解釈されるべきである。

ウ よって、本件開示決定において小国町が正当な理由なく電磁的記録の交付を拒否し、請求者が希望していない紙媒体で交付することは、情報公開法制の趣旨を逸脱し、裁量権の濫用に該当する。

(3) 機械可読な電磁的記録の不存在理由が明らかでないこと。

ア 小国町は「入札調書を紙で作成し、手書きで保管している」としている。しかし、入札契約適正化法の適正化指針では、市町村長は以下の取組を求められている。

「入札結果の事後的・統計的分析を活用し、入札執行時および入札後の審査内容の充実・改善に努めること。」

イ また、国交省・総務省通知（平成23年8月25日付、総行行第126号・国土入企第14号）においても、入札結果の統計分析や入札契約過程の監視強化のためのデータ活用が要請されている。統計分析には通常ソフトウェアによるデータ処理が不可欠であり、手書きの紙記録では事実上不可能である。したがって、適正化指針や通知の要請を実施するためには、小国町が入札・契約関連文書を電磁的記録として作成していることが推認される。

以上の理由により、本件処分の見直しを求め、請求者が求める方法での交付を認めるよう求める。

## 2 処分庁の主張

処分庁は、概ね次のとおり主張し、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

(1) 審査請求人は、「条例上、機械可読な電磁的記録の交付を拒む規定は存在しない。」

「申請者が希望する形式で公文書を交付すること。」と主張しているが、本町では、条例第13条第2項において、「行政文書の公開は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付の方法により行うものとする。」と定めており、本町の制度上、電磁的記録をデータとして交付する開示方法を想定しておらず、電磁的記録をデータとして交付することに対応した規定を設けていないことから、条例上、審査請求人が求める開示方法で交付することはできない。行政手続において、法令等に定められた方法以外の方法で交付することは認められないものと解釈すべきと考える。むしろ、このたびの部分公開決定は、審査請求人が求める電磁的記録は不存在であるものの、審査請求人の便宜に資するよう、行政として規定の範囲において最大限の情報開示に努めたものである。

(2) 審査請求人は、「機械可読な電磁的記録の不存在理由が明らかでないこと。」「適正化指針や通知の要請を実施するためには、小国町が入札・契約関連文書を電磁的記録として作成していることが推認される。」と主張しているが、本件行政文書である入札調書の様式は、入札執行前に電磁的記録で作成するものの、その時点では、案件名、

入札日、入札者名しか記載されておらず、これを入札執行時に紙で印刷し、入札金額（税抜き）、落札者名、予定価格（税抜き）を入札執行時に手書きで加えることで、最終的な入札調書となり、書き加えられた内容を電磁的記録へ反映させる事務手続きを行っていないことから、審査請求人が求める情報が記載された電磁的記録は存在していない。また、審査請求人が指摘する、総務大臣・国土交通大臣連名の通知「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」において、「1位不動の状況など入札結果の事後的・統計的分析の活用など入札契約過程の監視の強化に必要な取組を実施することにも努めること。」とあるが、当該通知で求められていることは「入札契約過程の監視の強化に必要な取組を実施すること」であり、その取組を実施するための方法については、データの作成・活用等に限定しておらず、幅広い方法で実施していくことを求めた趣旨であると解される。

### 3 審査請求人の処分庁の主張に対する反論

審査請求人は、処分庁の主張に対して、概ね次のように反論している。

#### (1) 用紙出力による交付に制限する規則が存在しないこと。

ア 小国町情報公開条例及び施行規則においては、公文書の「写し」が用紙に出力することを前提としたものであることを明示的に示した規定は存在しない。電磁的記録は、検索性や一覧性など、紙の文書とは異なる利便性を具備しており、国でも地方公共団体の行政情報の電子化が推進されている。小国町の情報公開条例が電磁的記録を公文書に含める以上、それをどのように交付するかについては想定されているべきことであり、特段の制限を条例及び施行規則その他の法令で定めていないのであれば、それは法令上電磁的記録をデータで交付することに何ら制約をおいているとは言えない。

イ 以上より、小国町が電磁的記録をデータで交付することを拒むことは、裁量権の濫用にあたり、取り消されるべきである。

#### (2) 小国町が入札・契約関係文書を電磁的記録により作成・保有していることは強く推認され、「不存在」主張は成立しないこと。

ア 国交省・総務省通知（総行行第126号／国土入企第14号・平成23年8月25日）における「1位不動の状況などの事後的・統計的分析を活用するなど入札契約過程の監視の強化を図ること」とされている点は、公共工事発注機関にすべからず統計的分析をすることを求めているわけではないが、しかし「幅広い方法で実施」を許すとまでは書かれていない。当該要請は入札契約適正化法の趣旨（「公共工事の受注者の選定や工事の施工に関して不正行為が行われれば、公共工事に対する国民の信頼が大きく揺らぐ」、適正化指針第1 適正化指針の基本的考え方）に則って地方団体が取組を行うことを要請したものであり、その適正化指針には「公共工事の入札及び契約の適正化は、・・・統一的、整合的に行われること」の重要性も示されている。このことから、統計的分析を行わないとしても、それと同等に入札契

約過程が監視できる体制が求められている。手書きで入札金額を記入し、それをそのまま保存していれば、年間に数十件以上に大量に発注される公共調達契約の監視をすることは非常に難しい。また国交省・総務省通知はそれが発出されたのは今から10年以上前のことである。その間、役所においても情報処理端末が普及して日常的に使われるようになり、今日において、入札結果のみ手書きで行われ、情報処理端末を用いて電子的な管理をしないというのも非常に不自然である。現に他の大多数の自治体では入札結果をデータで管理している。このことから、明確な理由も示さずデータ形式での文書が不存在とする小国町の主張は、採用するに値しないものである。

イ 審査請求人が求める文書は、入札経過がわかる文書である。自治体によって名称は異なるが、契約台帳、契約見積台帳など、公表用ではない内部の資料が別途存在し、そこに請求人が求める情報が網羅されているケースが存在する。小国町が弁明で示したのは、あくまでも様式第4号で定められる「入札（見積）調書」において入札金額が手書きで書かれているということである。契約台帳等、それ以外の電磁的記録による文書の不存在理由をなんら示していない。

ウ したがって、小国町の不存在に関する弁明は成立せず、審査請求人が求める文書が電磁的記録として存在することが強く推認される。

## 理 由

### 1 当庁の判断

- (1) 当庁は、条例第14条の規定により、令和8年2月24日に、本件審査請求について、小国町情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。
- (2) 令和8年4月17日付け小国町情報公開審査会答申で示された本件審査請求に対する審査会の判断は、次のとおりである。

### 『第6 審査会の判断

審査会は、審査請求人の主張及び処分庁の主張をもとに審査した結果、次のとおり判断する。

#### 1 本件処分の妥当性について

##### ア 入札・契約関係文書の電磁的記録の存在・不存在について

審査請求人は、本件公開請求において、電磁的記録により開示することを求めており、また、本件審査請求では、「本件処分を取り消し、電磁的記録により公文書を開示する新たな処分を求める」としている。

審査会において、町の入札執行に関する事務処理を事務局に確認させたところ、電子入札ではなく、入札会の方法で執行されている。担当課においては、入札は、入札会場において、まず、入札参加業者が入札書を入札執行者に提出する。入札執行者は、提出された入札書を確認し、入札金額を入札調書の様式に手書きで転記す

る。全ての入札参加者の入札額を転記した後、その中から最低入札価格を決め、予定価格及び低入札価格調査基準価格と比較し、落札金額と落札業者を決定する。入札執行は以上で終了し、この後、入札経過調書、入札調書、予定価格調書、入札書等を綴って決裁に付し、決裁文書として保管される。加えて、地域整備課においては、他部署で執行された案件も含めて入札調書の写しを取りまとめ、これを閲覧に供しており、本件の処分庁として文書を保有している。なお、落札金額、落札業者等の情報については、町広報に掲載するなどによって公表しているが、全ての入札参加業者と入札価格を掲載しているものではない。入札執行に係る一連の文書は、紙に印刷したもので作成され、決裁後も紙の文書として保管されている。

本件公開請求にあった「案件名、入札日、すべての入札者名、そのそれぞれの入札金額（税抜き）及び落札者の名称がわかる」文書については、入札執行時に作成される入札調書がその内容を具備していると認められるが、入札調書は手書きで作成されており、審査請求人が求める「データ（文字・数字等のコード情報がExcel、Word、Acrobat等の市販ソフトで読み取り可能な電磁的記録）」は存在しない。同様の内容を別に電磁的記録として作成する事務手続きが無いことを事務局に確認させたことから、電磁的記録の存在を確認することはできない。

なお、審査請求人は、本件審査請求において、国通知の要請を実施するためには、小国町が入札・契約関連文書を電磁的記録として作成していることが強く推認されると主張し、「今日において、入札結果のみ手書きで行われ、情報処理端末を用いて電子的な管理をしないというのも非常に不自然である。現に他の大多数の自治体では入札結果をデータで管理している」と述べている。

審査請求人が提示した総務大臣・国土交通大臣通知（平成23年8月25日付、総行行第126号・国土入企第14号。以下「国通知」という。）によれば、この通知の趣旨は、公共工事の入札及び契約の適正化を推進するための取り組みを国、都道府県及び政令指定都市に求めるものである。また、都道府県においては、市区町村に対して、同様の取り組みの徹底を求めるよう要請するものである。

当該通知の趣旨を踏まえ、その自治体の規模や財政状況等に応じた取り組みが各自治体においてなされているものと思料するが、当該通知や他団体での取り組みの事例をもって、小国町において入札・契約関係文書の電磁的記録が存在することの証左とすることは、困難である。

#### イ 電磁的記録による文書の公開について

処分庁は、本件処分において、審査請求人が求める入札・契約関係文書の電磁的記録が不存在であることから、紙の写しを交付する行政文書部分公開決定を行い、「電磁的記録が不存在ならば理由を明示したうえで紙の文書」を求められていたことに対して、本件処分の通知において、電磁的記録で交付できない理由を「小国町情報公開条例第13条第2項の規定により、閲覧若しくは視聴又は写しの交付の方法により行っているため」と示している。

処分庁は、弁明書において、「このたびの部分公開決定は、審査請求人が求める電磁的記録は不存在であるものの、審査請求人の便宜に資するよう、行政として規定の範囲において最大限の情報開示に努めたものである」と主張している。

他方、審査請求人は、「条例上、機械可読な電磁記録の交付を拒む規定は存在しない」こと、「用紙出力による交付に制限する規則が存在しないこと」を主張している。

審査会としては、用紙出力に制限する規定について、次のように整理した。

まず、条例第2条第2項の「行政文書」の定義について、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と規定されている。また、条例第13条第2項に規定される行政文書の公開の実施及び方法については、「行政文書の公開は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付の方法により行う」と定められており、具体的な方法は、規則第6条第2項の規定により規則別表第1に定められている。

規則別表第1においては、行政文書の種類上、電磁的記録という区分は設けられていないが、保存されている形式から、「磁気ディスク」に該当する。磁気ディスクの公開方法については、「印字物の閲覧又は写しの交付」と定められており、「印字物」とは、「記録された情報を紙面に出力したものをいう。」と定義されている。また、「印字物の閲覧又は写しの交付」という方法については、「印字物の閲覧」又は「印字物の写しの交付」を指すのであり、「用紙出力による交付に制限する規則が存在しない」とする審査請求人の主張は採用することができない。

もともと、本件請求では「電磁的記録が不存在ならば理由を明示したうえで紙の文書」が求められていたところであり、紙の写しによる交付を容認する意思が審査請求人から示されている。

以上のことから、電磁的記録を不存在とし、紙媒体で保有している行政文書を紙媒体へ複写したものを交付する公開決定を行った処分庁による本件処分は妥当であり、審査請求人の主張には理由がないと認められる。

なお、審査請求人は、審査請求書及び反論書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

## 2 結論

前記「第1 審査会の結論」に記載のとおり答申する。

## 3 付言

「第6 審査会の判断」で示したように、処分庁による原処分においては、電磁的記録で交付できない理由として「小国町情報公開条例第13条第2項の規定により、閲覧若しくは視聴又は写しの交付の方法により行っているため。」と明示しているが、審査請求人が求める電磁的記録の不存在理由を示していない。この点について、処分庁は、審査請求人に対して、どのような理由で電磁的記録として不存在であるのかに

ついて、具体的な理由の明示に努めることが適当である。』

よって、審査会の答申を尊重して主文のとおり採決する。

令和8年5月12日

審査庁 山形県小国町長 仁科 洋一 印

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、小国町を被告として（訴訟において小国町を代表する者は小国町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、小国町を被告として（訴訟において小国町を代表する者は小国町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。